

# 公益社団法人長野県社会福祉士会 2024 年度 事業計画

## 『笑顔繋ぐ』築こう 誰もが安心して暮らせる社会

### 高めよう 社会福祉士の価値と専門性

### ともに歩もう 長野県社会福祉士会

本会中期ビジョンの具体計画では、「長野県社会福祉士会が魅力的な職能団体として地域社会から認知され、会員一人ひとりが社会福祉士としての価値と役割を自負し、能動的に社会福祉士会活動を生かし、職能者としての自己実現を果たせること」を目指しています。本年度は、その5年計画の最終年となります。引き続きこのビジョン実現に向け「社会福祉士の存在価値」「社会福祉士会員である価値」「社会福祉士会を運営する価値」「社会福祉士会の存在価値」を高める事業を進めます。同時にこれまでの5年間の評価と検証を行いながら新たな次期中期ビジョンを作成します。

県内で相次ぐ障害者、高齢者への虐待、人権侵害に対し昨年9月「障がい者・高齢者等の権利が護られる地域づくりに向けて」の声明を出しました。断じて許さない会としての姿勢と責務を明らかにし、福祉の現場で社会福祉士として権利が護られる地域づくりに一層取り組まなければならない決意を表明しました。そして、権利を護るため、身近な小さなところから権利擁護に係る学びの場の提供や人材育成の取り組み、多機関との連携した実効性のある取り組み、地域共生社会の実現に向けた実践力の強化を改めて確認しました。引き続き最重要課題として取り組みます。

全国の児童虐待件数は32年連続で更新し過去最多となっています。長野県においても一旦減少に転じましたが再び増加に転じています。不登校の子供たちの数も過去最高となり、虐めについても認定された件数は高い水準で推移しています。1994年に子ども権利条約が批准された22年後の2016年に児童福祉法が改正され「子ども意見の尊重」が初めて盛り込まれました。それから8年、児童福祉法や社会福祉法の改正、子ども基本法の制定により「子どもが権利の主体」として初めて位置付けられました。このような経緯のもと長野県より新規事業の「子どもの権利擁護に係る包括的な支援事業（仮称）」を受託し、子どものアドボカシーに関わる権利擁護事業を開始します。

更に、共生社会の実現に向け「障がいのある人もない人も共に生きる」地域づくりを目指し、障がい者の経験を活かしながら同じ目線に立って、他の障がい者の相談・助言等を行うピアサポーターとピアサポーターの活用を理解した事業所等の管理者を養成する「障がい者ピアサポート研修事業」を県より受託し新たに事業を開始します。

会の活動がより魅力ある内容になるよう会員の力を結集し社会に認知される職能団体となるよう努め、新規会員の加入促進を図るとともに新たな事業の受託を行いながら会の運営基盤の整備に取り組みます。「豊かな学びとつながりで、自己実現を目指す仲間」とともに更なる飛躍を目指します。

## 【重点課題】

### I 社会福祉士の存在価値（根源的な価値）を高める キーワード：自己実現

福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上をめざして、社会福祉法の一部改正における、重層的支援体制整備事業でその専門的役割を果たすことができる会員の知識・技術の向上を図るとともに、福祉従事者の倫理観の醸成及び人材育成等に寄与する事業を推進する。

- (1) 分野を超えたジェネラリストソーシャルワーカーとしての知識・技術の向上
- (2) 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び倫理綱領・行動規範研修の企画・実施
- (3) 生涯研修制度などの研修体系を分かりやすく、受けやすく実施
- (4) 「キャリア形成訪問指導事業」の研修内容の充実と実施、講師の養成
- (5) ばあとなあ会員の業務に関する意思決定等の資質向上
- (6) 国家試験統一模擬試験・社会福祉士実習指導者講習会等の実施

- (7) 社会福祉士の実習受け入れの促進のための啓発活動
- (8) 子どものアドボケイター（意見表明支援員）の養成
- (9) 障がい者のピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解する管理者等の養成

## II 社会福祉士会員（専門的な価値）である価値を高める キーワード：自信と信頼

会員同士の交流によるネットワーク構築と拡大をめざして、常に社会福祉士としての原点に戻り、会員のネットワークの構築と拡大を促進するために、年代別、職種別交流の機会を設ける。

- (1) 地区総会、及び全県総会への出席者及びオンラインの活用での参加者の拡大
- (2) ICT の活用を積極的に行うために、その分野に精通した会員による新たな活動の検討
- (3) 地区活動の活発化を図り、全地区で、オンラインによる様々な取組みの検討と年代別または年代を超えた会員同士の交流会の開催及び新たなネットワークの構築
- (4) 社会福祉士養成校の学生と若い会員及び同業種間の交流、小グループ活動の促進、地区活動の活発化

## III 社会福祉士会（創造的な価値）を運営する価値を高める キーワード：改善と成長

機能的な組織運営、開かれた組織づくりをめざして、福祉の専門職職能団体としての使命・役割を果たすために、未入会の社会福祉士への入会支援により多くの会員の確保と参加を促し、中期ビジョンの達成を推進する。

- (1) 事務局体制の強化と健全な組織経営の推進
- (2) 中期ビジョンの評価、検証と次期中期ビジョンの作成
- (3) 必要な事業の受託や補助金等の活用
- (4) 入会促進を強化し、特に若い未入会者への働きかけ及び会活動への参加促進
- (5) 「長野県社会福祉士会活用ガイド」等による未入会の社会福祉士及び新規資格取得者への入会促進
- (6) 若年者及び当該年度合格入会者の経済的負担の軽減と入会の促進
- (7) 若い会員を中心とした新たな集まりやアイデアを生かした自主的な活動の推進

## IV 社会福祉士会の存在価値（社会的な価値）を高める キーワード：連携と共同

### 1 福祉の支援を必要とする人への生活支援の相談と権利擁護の推進をめざして

全ての人には存在自体に価値があり、人としての尊厳が守られ、平等であり、意思決定の権利が守られるという、社会福祉の普遍の理念のもとに、行政機関、弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）等の専門職団体や関係機関と連携、協働により、生活支援のための相談と権利擁護の推進を目指す。

- (1) 身元保証人等がない人の生活と権利擁護問題に関わる調査・検証と提言、取組みの推進
- (2) 様々な理由による生活困窮等での住まい、生活支援、医療・福祉等を受けるために必要な対応
- (3) 多様性を尊重しない誹謗中傷・差別等への対応と防止の推進
- (4) 高齢者、障がい者等に対する虐待への対応と防止の推進
- (5) 成年後見制度の普及啓発及び利用促進等の推進
- (6) 地域生活定着支援事業、児童虐待・DV ホットライン業務の推進
- (7) 子どもの権利擁護（アドボカシー）の推進

### 2 中期ビジョンに基づく社会福祉士専門職に関する県民への周知・啓発の推進をめざして

ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの思想を実現するため、ソーシャルワーク専門職団体である長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県精神保健福祉士協会、ソーシャルワーカー養成校との連携を強化し、ソーシャルワーク機能の必要性と、担い手である社会福祉士に関する県民への周知及び啓発を推進する。

- (1) オンラインも活用したセミナー・シンポジウム・講演会の企画実施
- (2) 「福祉まるごと学会」実践研究への積極的な参加と充実

- (3) 「ソーシャルワーカーデー」企画の実施と関係団体との連携強化
- (4) 地域生活課題に対する必要な調査・検討・分析の実施とその情報の公表
- (5) 県及び市町村への福祉制度・施策、各種計画への提言の実施
- (6) 多職種で実践研究を行う場づくりの検討

### 3 専門職団体との連携・ネットワーク等に関する事業の推進をめざして

社会福祉士には、その倫理綱領において「・・・人々がつながりを実感できる社会への変革と社会包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。」とあるように、地域共生社会の実現のために新たな組織や団体等とも連携し、新しい状況下にも迅速に対応する。

- (1) 地域共生社会実現に向けて専門職団体等との連携強化
- (2) 災害派遣福祉チーム（災福ネット：DWAT）への会員の登録推進と研修参加
- (3) 災害支援における社会福祉士の役割の見える化
- (4) 教育関係機関との連携強化とソーシャルワーク機能の積極的導入
- (5) 高齢者や障がい者、子どもの権利を護る活動の推進
- (6) 障がい者ピアサポート活動支援の推進

## 【事業・活動展開】

### 1 セミナー等開催事業（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①）

県民生活の支援と権利擁護、社会福祉に関する知識・技術の普及・啓発を図るためにセミナー・シンポジウムや福祉まるごと学会を開催する。

#### (1) 福祉まるごと学会（中期ビジョン：P14-II-(1)-⑤、P17-IV-(1)-③）（主担当：委員会、地区）

会員の実践研究発表。例年開催している「セミナー」を開催する。前半は、会員による実践研究発表を行い、後半は「意思決定支援」についての講演等を行う。担当：北信地区

- 開催日時：2024年6月16日（日）
- 開催方法：Zoom オンラインと一部集合でのハイブリッド方式

#### (2) 「ソーシャルワーカーデー」連動企画（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①、P17-IV-(1)-③）

ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性等を考えるフォーラムを、長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県精神保健福祉士協会、長野県ソーシャルワーク教育学校連盟関東甲信越ブロック長野県支部と共催で開催する。

- 担当：長野県医療ソーシャルワーカー協会
- 期日：2024年7月27日（土）
- 会場：Zoom オンライン

#### (3) 医療的ケア児・者支援シンポジウム（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①、P17-IV-(1)-③）

医療的ケア児・者支援のために、地域資源の現状と課題を確認し、他職種・多機関との連携を目指して開催する。担当：中信地区（主担当：本部、地区、福祉活動・障がい）

- 期日：2024年11月
- 会場：オンライン開催もしくは中信地区の会場（ハイブリッド開催の可能性もあり）

#### (4) 累犯障がい者・高齢者支援セミナー（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①、P17-IV-(2)-①）

（主担当：定着センター）

矯正施設出所の障がい者・高齢者を地域社会への定着を支援するために司法と福祉の連携を目指してセミナーを開催する。

- 期日：2024年11月
- 会場：オンライン（集合研修が可能な場合「浅間温泉文化センター」予定）

- (5) 身寄りのない人の課題解決に向けた連携推進セミナー（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①）  
（主担当：身寄り問題連携推進PT）  
身寄りがない・身元保証人がいない人、それらが課題になる人が、命・生活・人生において、不利益を被らないよう、専門職並びに関係機関と更なる連携を図り課題解決に向けた取組みを推進する。  
○ 期日：2024年10月  
○ 会場：オンライン開催もしくは中信地区の会場（ハイブリッド開催の可能性もあり）
- (6) 地域共生社会（重層的支援体制整備）に向けたセミナー（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①）  
（主担当：福祉活動委員会）  
生活困窮者自立支援制度を起点として、社会福祉法の改正を踏まえ、市町村において構築される重層的支援体制整備が目指すものを確認し、地域共生社会の実現に向けたセミナーを開催する。
- (7) 意思決定支援を考えるセミナー（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①）  
（主担当：ばあとなあ、福祉活動委員会、虐待対応委員会）  
2014年に批准した障害者権利条約を踏まえ、国連が提出すると見込まれる勧告を見据え、課題を共有し、意思決定支援の在り方を確認するセミナーを開催する。）  
○ 期日：2024年4月21日（日）  
○ 会場：オンライン開催
- (8) 災害福祉支援セミナー（中期ビジョン：P12-I-(3)-③）（主担当：災害福祉支援委員会）  
災害支援における社会福祉士の役割をテーマに学び合い、「災害コミュニティソーシャルワーク」の機能を明確化し確立していく。  
○ 期日：2025年1月  
○ 会場：ハイブリッドオンライン開催

## 2 研修開催事業（福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上）

- (1) 会員講師派遣事業
- ① キャリア形成訪問指導事業（中期ビジョン：P18-IV-(2)-②）  
（主担当：本部、生涯研修センター運営委員会）  
福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し研修を行う。  
○ 補助金 長野県（健康福祉部地域福祉課）  
○ 期間 2024年5月～ 通年  
○ テーマ 権利擁護、虐待対応、面接技法 等
- ② 市町村・事業所等への講師派遣（主担当：本部、生涯研修センター運営委）  
福祉・介護従事者のスキルアップを支援するため、会員を講師として市町村・事業所に派遣し研修を行う。  
○ 負担 派遣先の市町村・事業所  
○ 期間 2024年5月～ 通年  
○ テーマ 原則として、キャリア形成訪問指導事業のテーマ外等
- ③ 虐待対応専門職チーム派遣（中期ビジョン：P17-IV-(2)-①・③）（主担当：虐待対応委員会）  
高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、市町村が受理した虐待（疑いを含む）事案について、その具体的な対応と体制整備等の支援を行い、権利擁護の推進を図る。  
○ 負担 派遣先の市町村  
ただし、高齢者虐待は、長野県健康福祉部介護支援課が負担（件数上限あり）

- 協働 長野県弁護士会との協定に基づく派遣
- チーム 長野県弁護士会と本会の専門職チームのペア
- 対象 市町村行政
- 期間 2024年4月～ 通年

(2) 高齢者虐待対応現任者標準研修（中期ビジョン：P12- I -(2)-②、P17-IV-(1)-①）（主担当：虐待対応委員会）  
養護者及び施設従事者等による高齢者虐待に適切な対応を図るため、長野県（健康福祉部介護支援課）からの委託事業により、長野県弁護士会と協働し、研修・演習を開催する。

- 委託 長野県（健康福祉部介護支援課）
- 期日 2024年6月～7月の3日間
- 会場 長野県総合教育センター（塩尻市片丘）（1日目はオンラインの可能性もあり）
- 受講者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

(3) 市町村職員等高齢者虐待対応力強化研修（中期ビジョン：P12- I -(2)-②、P17-IV-(1)-①）  
（主担当：虐待対応委員会）

県内における養護者及び施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数が増加する中で、虐待対応を担う市町村等の管理職と担当者及び地域包括支援センター職員等を対象に、対応力の向上等を目的に長野県（健康福祉部介護支援課）からの委託事業により、長野県弁護士会と協働し、研修を開催する。

- 委託 長野県（健康福祉部介護支援課）
- 期日 2024年12月
- 会場 長野県看護協会（松本市旭町）を予定
- 受講者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

(4) 虐待対応専門職チーム派遣員研修（兼運営管理委員会）（中期ビジョン：P17-IV-(2)-①・③）  
市町村等に派遣する虐待対応専門職チームの質の向上を目指し、長野県長野県弁護士会と協働でチーム員の研修を開催する。（主担当：虐待対応委員会）

- 期日 年1回開催2024年10月～2025年3月の間（できるだけ早い時期に予定）
- 会場 長野市内（オンライン含むハイブリッド開催を検討）
- 対象者 虐待対応専門職チーム派遣員である弁護士、社会福祉士 等

(5) 障害者ピアサポート研修（中期ビジョン：P17-IV-(1)-①・③）

長野県（障がい者支援課）からの委託を受け、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障がい福祉サービス事業等の管理者の養成を図るため、関係団体等連携し次の研修を開催する。

- ① 企画運営スタッフ及び指導者の養成
- ② 基礎研修の開催
- ③ 専門研修の開催
- ④ フォローアップ研修の開催

(6) 社会福祉士基礎研修（中期ビジョン：P11- I -(2)-①）（主担当：本部、生涯研修センター運営委員会）  
社会福祉士としてふさわしい専門的な力量を獲得するため、生涯研修制度を実施し、基礎研修を開催する。

- ① 基礎研修 I
  - 期日 2024年8月、11月 ※期日は調整中
  - 会場 集合研修（中信地区）
  - 受講者 社会福祉士

② 基礎研修Ⅱ

- 期 日 2024年6月～
- 会 場 講 義 eラーニング  
集合研修（中信地区またはZOOMによるオンライン）
- 受講者 基礎研修Ⅰ修了者

③ 基礎研修Ⅲ

- 期 日 2024年5月～
- 会 場 講 義 eラーニング  
集合研修（中信地区またはZOOMによるオンライン）
- 受講者 基礎研修Ⅱ修了者

(7) 社会福祉士の養成（中期ビジョン：P12-Ⅰ-(3)-④、P14-Ⅱ-(3)-②）

（主担当：本部、生涯研修センター運営委員会）

これから社会福祉士の国家資格を取得する人の支援として、社会福祉士実習指導者講習会の開催や国家試験受験者の支援として、全国統一模擬試験を開催する。

① 社会福祉士実習指導者講習会（中期ビジョン：P14-Ⅱ-(3)-②）

- 期 日 2024年7月6日～7日 7月20日（調整中）
- 会 場 集合研修（上田市内）
- 受講者 社会福祉士

② 社会福祉士実習指導者フォローアップ研修（中期ビジョン：P14-Ⅱ-(3)-②）

ソーシャルワーク実習について学び、実習指導者同士の懇談の機会を設ける

- 期 日 2024年7月7日（調整中・実習指導者講習会に合わせて開催）
- 会 場 上田市内
- 受講者 実習指導者

③ 社会福祉士全国統一模擬試験（中期ビジョン：P12-Ⅰ-(3)-④）

- 期 日 2024年11月
- 会 場 在宅での受験
- 受講者 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験者

(8) 倫理綱領・行動規範研修（中期ビジョン：P11-Ⅰ-(2)-①）

（主担当：生涯研修センター運営委員会、ぱあとなあ）

2020年度に改訂された社会福祉士の倫理綱領・行動規範について研修する。

- 期 日 2024年9月（調整中）
- 会 場 中南信地区及び東北信地区
- 受講者 社会福祉士

### 3 広報事業（主担当：広報編集委員会）

(1) 広報紙の発行（中期ビジョン：P14-Ⅱ-(2)-④、P17-Ⅳ-(1)-③）

本会の事業・活動の実施状況および地域における社会福祉の現状・課題・提言等を行うため広報紙を発行する。

- 発行：隔月 年6回
- 部数：2,400部（会員＋福祉事業所等）

(2) ホームページの運用 (中期ビジョン：P14-II-(2)-④、P16-III-(2)-①、P17-IV-(1)-③)

本会の各種事業およびセミナー・研修等の情報発信、社会福祉に関する知識・技術の普及啓発を目的としたホームページの改善・充実、積極的活用を行う。

(3) 一斉メール送信等 (中期ビジョン：P14-II-(2)-④)

会員に対して迅速な情報発信ができる「一斉メール」を活用し、登録者拡大と運用方法の検討を行う。

#### 4 成年後見事業 (権利擁護センターぱあとなあながの) (中期ビジョン：P12-I-(2)-②)

(主担当：ぱあとなあながの運営委員会)

本会会員で成年後見人養成研修を修了し、「ぱあとなあながの」の会費を納入している会員で構成し、成年後見の普及・拡大を基盤にして判断能力の十分でない人たちの権利擁護を中心に活動する。

(1) 成年後見制度の普及・啓発活動 (中期ビジョン：P12-I-(2)-②)

① 福祉関係従事者を対象とした成年後見活用講座の実施

- 共 催 長野県社会福祉協議会 (予定)
- 期 日 2024年11月下旬
- 会 場 オンライン研修
- 受講者 市町村、地域包括支援センター、市町村社協、事業所等の職員

② 成年後見制度利用促進・基本計画の理念実現のため、長野県弁護士会、リーガルサポートながの等との連携による協働活動の展開

③ 定期報告のIT化の促進 (定期報告システムの導入・活用)

(2) 成年後見人等の養成、受任拡大・人材育成研修 (中期ビジョン：P13-II-(1)-③)

① 成年後見人材育成研修の開催

- 期 日 2024年8月下旬、11月下旬 (4日間)
- 会 場 松本市内 (集合研修)

② 成年後見人名簿登載研修の開催

- 期 日 2025年1月下旬
- 会 場 松本市内 (集合研修)

③ 成年後見人候補者名簿の家庭裁判所への提出

④ 家庭裁判所、市町村行政、成年後見センター等から依頼を受け成年後見人等候補者の推薦

(3) ぱあとなあながの会員スキルアップの推進 (中期ビジョン：P13-II-(1)-③)

① 円滑な成年後見事業及び適正な後見業務を図るために業務監査委員会の開催

- 期 日 2024年12月中旬

② 「長野県権利擁護支援推進会議」への参加協力

長野県社会福祉協議会主催による「長野県権利擁護支援推進会議」へ参画し、長野県弁護士会、リーガルサポートながの等と連携し、成年後見制度に関する市民後見人養成に関する取り組みに積極的に関わるとともに、市町村からの相談に応じる体制を整える。

③ ぱあとなあ全体研修の実施 (研修参加の義務化)

- 期 日 2024年12月～2025年2月
- 会 場 東北中南信地区 4会場

④ ブロック機能を基盤とした地区別全体研修会の実施 (研修参加の義務化)

- ⑤ 成年後見活動報告書のチェック体制と指導の強化
- ⑥ 新規（初回）受任者フォローアップ、スーパービジョン等の実施。
- ⑦ 「ばあとなあながの」在り方検討会の開催

(4) 未成年後見に関する調査・研究の実施（中期ビジョン：P13-II-(1)-(3)）

未成年後見部会を中心に、未成年後見に関する調査・研究の実施に取り組むとともに、未成年後見人養成のあり方について調査・研究の実施に取り組む。

(5) ばあとなあながのあり方検討プロジェクトにおける協議

ばあとなあながの組織・運営に係ることから、後見事務に関するルールの“見える化”を図ることを目的に、課題整理に取り組む。

## 5 生活支援等事業（中期ビジョン：P17-IV-(1)-(1)(2)(2)、(2)-(4)）

(1) 地域生活定着支援センター事業（主担当：本部、定着支援センター運営委員会）

長野県から委託を受けて、累犯障がい者等の矯正施設からの退所支援等の地域生活定着促進事業を行う。

① コーディネート業務

保護観察所（他都道府県地域生活定着センター経由含む）からの依頼を受けて、矯正施設からの退所予定者に対して福祉施設等入所支援を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、受け入れた福祉施設等を対象に定着に向けて継続的に支援を行う。

③ 相談支援業務

矯正施設を退所した人の福祉サービス等の利用に関して相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。

④ 高齢・障がい被疑者等支援業務

検察庁、弁護士、保護観察所等からの依頼を受けて、障がい者、高齢者等で被疑者・被告人となった人へ、福祉施設等入所支援や、地域での定着に向けて継続的に支援を行う。

⑤ 地域ネットワーク強化業務

○ 地域福祉支援検討会の実施

支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域への定着を目的に、司法機関、広域圏での市町村行政、相談支援機関、まいさぼ（生活就労支援センター）、福祉事業所等が集まり、事例を基にした支援検討会を開催する。

○ 福祉事業者巡回開拓の実施

支援協力者の確保と本事業への理解を目的に、地域にある福祉関係の事業所等を巡回訪問する。

○ 地域福祉研修の実施

⑥ 「社会福祉士会受託 地域生活定着支援センター研究協議会」の実施

○ 期 日 2024年12月上旬（2日間）

○ 会 場 長野市生涯学習センター

○ 参加者 社会福祉士会受託地域生活定着支援センター職員 他

(2) 児童虐待・DV 24時間ホットライン業務（主担当：本部）

長野県から委託を受けて、児童虐待及びDVに関する通告、通報及び緊急の相談に24時間態勢で応じ、緊急事案については、児童相談所または女性相談センターにつなげ、速やかに必要な援助を行う。

① 電話相談専門の電話相談員を24時間（3交代）365日配置して対応する。

② 緊急の相談を受理した場合は、速やかに児童相談所または女性相談センターへ電話連絡及び記録の送信を行う。

③ 毎月定例会を開催して電話相談員のスキルアップと情報共有を行う。



(3) こどもの意見表明等支援事業（主担当：本部）

2023年に子ども基本法が施行され児童福祉法及び社会福祉法の改正により、2024年度より「子ども権利擁護体制確保」が子どもアドボカシーに関わる第2種社会福祉事業として創設された。これらを背景に長野県からの委託を受け、子どもの権利擁護に係る包括的支援事業を行う。

① 子どもの意見表明の機会を担保（第三者が行うアドボケート）

社会的養護下にある児童（一時保護児童、施設入所児、里親委託児等）に対して必要時に意見徴収の機会を設け、セルフアドボカシー・エンパワメントの推進、児童相談所及び児童福祉施設の子どもの権利擁護に関する点検に資するとともに、被措置児童の等の虐待防止及び早期把握を行う。

② 社会的養護関係者に対する包括的なこどもの権利擁護に関する研修企画実施

- ・市町村、児童相談所において子どもの権利擁護を行う職員に対する研修
- ・里親において子どもの権利擁護に関する研修
- ・児童福祉施設において子どもの権利擁護を行う職員に対する研修
- ・アドボケイター（意見表明支援員）の養成研修
- ・その他広く県民に啓発を行うための研修

6 機能的な組織運営、開かれた組織づくり（主担当：本部、理事会）

(1) 総会の拡充、理事会の機能強化（中期ビジョン：P15-III-(1)-①）

総会は、すべての正会員をもって構成し、重要案件を議決する場であり、出席は正会員の権利であり義務でもある。より多くの出席者の拡大を図る。

理事会は、理事のサポートとともに全体運営の視点からチェック機能を強化する。また、理事会の間には正副会長会議を行い会の円滑な運営に努める。

① 定時総会

期 日：2024年6月16日（日）

方 法：Zoom オンラインと一部集合でのハイブリッド方式

② 理事会

期 日：2024年4月14日、6月23日、8月24日、11月17日、  
2025年1月25日、3月8日（予定）

方 法：Zoom オンラインと一部集合でのハイブリッド方式

③ 正副会長会議

期 日：2024年4月2日、5月14日、5月28日、6月11日、7月16日、8月20日、9月10日、  
10月24日、11月21日、12月19日

2025年1月16日、2月20日、3月12日（予定）

方 法：Zoom オンラインと一部集合でのハイブリッド方式

(2) 会員、賛助会員の拡大、開かれた組織づくり（中期ビジョン：P16-III-(2)(3)）

社会福祉士会の組織率は、低迷している。会の社会的認知度を高め、社会福祉士という専門職の社会的進出においても組織率を高めることは必要不可欠である。

① 会員、賛助会員の拡大（中期ビジョン：P16-III-(3)-①②）

- i 社会福祉士会活用ガイド等を活用し、会員とともに資質の向上を図る楽しさや、専門的知識を得られる合理的な習得方法をアピールし非会員に呼びかけ、働きかけを積極的に行う。
- ii 若年者の入会促進を図るために、経済的負担軽減を講じて会員の拡大を図る。
- iii 退会に至る経過を把握して退会者防止策を講じ、退会者を少なくする。
- iv 退会者に対し賛助会員として会への協力を要請する。

② 開かれた組織づくり（中期ビジョン：P16-III-(2)-(①)～④）

- i 様々な機会をとらえ会員の声を聴く機会を設け、会員の参加・参画を促進する。
- ii 会員が参加したくなるような社会福祉の価値と専門性を高める企画・実施する。
- iii 本会と会員及び会員間等の相互連絡の円滑化のために、一斉メール対象者の拡大を図る。

(3) 財政の確立、事務局機能の充実（中期ビジョン：P16-III-(3)-(③)）

財政基盤の確立なしでは、事務局機能の充実はできない。財政基盤の確立を図るとともに事務局の在り方を追求して機能を高める。

① 財政基盤の確立（中期ビジョン：P16-III-(3)-(③)）

- i 会員拡大を図ることを基本として、自治体からの受託費や補助金の確保に努め、財政基盤の確立を図る。
- ii 収入の確保を図るとともに、支出についてはオンライン会議開催等の実施により経費と時間の節約を図る。

② 事務局機能の充実

- i 各委員会活動や地区活動、対外的な協働活動円滑に推進するための連絡調整機能を高める。
- ii 事務局職員の処遇の改善・安定雇用に努める。
- iii 役員と事務局の役割分担を明確にして、役員・各種委員が事務局機能の一部を担い、機能の充実を図る。

(4) 日本社会福祉士会、関東甲信越ブロック都県社士会等との連携

- ① 公益社団法人日本社会福祉士会とは、日常的に連携しながら活動するとともに総会等を通じて意見反映を行う。
- ② 関東甲信越ブロックの都県社会福祉士会とは、緊密な情報交換を行いながら、連携・協働活動を推進する。
- ③ 近県、特に新潟県・山梨県社会福祉士会とは、基礎研修や認定研修、成年後見人材育成研修の開催等で緊密に連携しながら事業を推進する。

## 7 地区活動の活性化（中期ビジョン：P15-III-(1)-(②)）（主担当：各地区）

専門職団体として様々な活動を実践し地域住民からその存在について認知され、その活動が公益性を持ち評価される必要がある。学習活動を地区及びブロックで定期的実施し、地区活動を活性化する。

学習活動においては、各地区会員の意見をもとに特定の分野に偏らず、社会福祉に関する様々な領域のテーマを扱い、多くの会員が参加する活動を展開していく。

(1) 東信地区

公益社団法人の地区支部として、地域の福祉に貢献できるよう、会員内外のネットワークづくりと学び合いの場づくりを推進する。新規入会者や、資格を活用していないと感じている会員も会活動に参加できるような学習会・交流会等を、感染症に留意しつつなるべく対面で実施し、知恵と力を結集して社会福祉士の価値の向上に取り組む。

◇ 総会 期日：2025年2月15日（土）

会場：小諸市民交流センター

◇ 役員会 期日：2024年5月16日（木）、12月19日（木）

(2) 北信地区

会員主体の学びあいとネットワークづくりを基盤に、新たな会員の拡大や社会福祉士を目指す学生との交流など、会のすそ野を広げ地区活動の充実を図る。また、社会的孤立を起因とする複合的な課題の解決や「地域共生社会」の実現を重点テーマとし、学習会等の活動を行います。

- ◇ 総会 期日：2025年2月15日（土） 会場：長野市ふれあい福祉センター・Zoom
- ◇ 役員会 期日：2024年5月24日（金）、2025年1月17日（金）

### (3) 中信地区

地区会員一人ひとりが主体性をもって会に関わり、学習会などの取組みを通じて互いに資質の向上と連携に努め、地域における社会福祉士の役割を積極的に担い発信する地区活動をめざす。

- ◇ 総会 期日：2025年2月15日（土）  
会場：えんぱーく（会場、zoom）
- ◇ 役員会 期日：2024年5月25日（土）、2024年1月18日（土）

### (4) 南信地区

南信地区全体で開催する定期的な学習会を通して、社会福祉士としての資質を高めると共に、地区内外のネットワークづくりを進めることで、その人らしい暮らしを支えていくことができるように地区活動を展開する。

- ・一人のソーシャルワーカーとして主体的に学ぶ。
- ・南信地区活動の機会を通じて顔なじみのネットワークづくりの創設。
- ・社会福祉士会員がお互いを知ることにより、地区活動を担う会員を増やす取り組みを進めていく。

- ◇ 総会 期日：2025年2月15日（土）  
会場：ふれあいーな（予定）
- ◇ 役員会 期日：2024年5月、2025年1月

## 8 委員会活動の活性化（中期ビジョン：P15-III-(1)-③）（主担当：本部、各委員会、各PT）

専門職団体としてその専門性を最大限発揮できる活動は委員会活動であり、その専門性を維持向上させながら持てる力を発揮し、様々な組織と連携を図り地域の福祉社会実現の一助を担う。

### (1) 一般委員会

#### i 福祉活動委員会（中期ビジョン：P11-I-(1)-②、P18-IV-(2)-⑤）

高齢者、障がい者、子ども、地域福祉の各分野・また共通する現在の医療・福祉課題を収集し、地区における学習活動と本会の他委員会と相互に連携や協働を図り、繋がり場の場づくりをする。また、福祉活動委員会全体でそれらの成果を積み上げ、政策の提言や県民や関係機関に向けた問題の共有や発信を継続的にこなう。

2024年度はこれまで取り組んできた「相談や支援に繋がりづらい人」の振り返りにあわせ、高齢者プラン・障がい者プラン策定をきっかけとした「政策提言に向けた学び」を新たなテーマとし、高齢者プラン障がい者プランに加え、専門職として関心を持ちたい福祉計画について学ぶとともに、社会的関心の高い福祉課題を学ぶ。

意思決定支援を考えるセミナーを共同開催する。

#### ii 虐待対応委員会（中期ビジョン：P11-I-(2)-②、P15-III-(1)-③、P17-IV-(2)-①）

高齢者、障がい者虐待対応等に関することを担う。養護者による虐待のみならず施設従事者等による虐待件数も増加傾向にある中で、「虐待は最も重大な権利侵害である」という意識のもと、行政機関による虐待防止及び対応が適切になされるよう長野県弁護士会との連携を強めた活動を展開する。

併せて、研修開催事業の中では、介護従事者向けのキャリア形成訪問指導事業等により、虐待防止に向けた啓発及び質の高い人材育成の取組みを展開する。

また委員会の中で障がい者の権利擁護について学び、他の委員会とも協働していく。

#### iii 広報編集委員会（中期ビジョン：P14-II-(2)-④、P17-IV-(1)-③）

広報紙の編集発行、ホームページの運用に関することを担う。県民の誰もが閲覧でき、社会福祉士の価値と専門性を高めるツールとして広報紙やホームページを運用していく。多くの会員に情報提供や研修等の周知などICTを活用した広報活動についても、さらに検討する。

## (2) 事業委員会

### i 生涯研修センター運営委員会（中期ビジョン：P11-I-(2)-①、P15-III-(1)-③）

会員が、生涯にわたり専門性の向上と自己研鑽が図れるよう生涯研修制度を運用し、社会福祉士としての実践力を担保する認定社会福祉士の取得を支援するため、生涯研修センターを運営する。

基礎研修、倫理綱領・行動規範研修、社会福祉士実習指導者講習会及び同フォローアップ研修、全国統一模擬試験等の企画実施を担うとともに、キャリア形成訪問指導事業、会員講師派遣事業、実習指導者等のリスト作成等を通じて、社会福祉士をはじめとする福祉援助職を支援する。

なお、各種研修は、日本社会福祉士会、他県の社会福祉士会と連携し運営する。

### ii 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会（中期ビジョン：P11-I-(2)-②）

ぱあとなあ名簿登録者、成年後見受任者支援等について、業務監査委員会の指導助言等を受け、成年後見業務の質的向上を図るとともに、成年後見制度の利用促進、啓発・普及に取り組む。委員会は、正副運営委員長と事務局長と専門部会（成年後見人養成部会、研修部会、広報部会、未成年後見部会）の部会長で運営委員会を組織する。

### iii 地域生活定着支援センター運営委員会（中期ビジョン：P18-IV-(2)-④）

地域生活定着支援センターの事業運営、関係機関との連携方法を中心に協議する「運営推進会議」と、困難事例のケース検討等を行う「ケース検討専門部会」、更生保護施設など司法関連施設の視察研修を開催。運営、事業内容に関する円滑な推進化と、困難ケースへの対応強化、地域や本会会員とのネットワーク推進に努める。

## (3) 特別委員会

### i 倫理委員会

懲戒及び苦情対応等に関することを担う。苦情申出があった場合には速やかに対応する。

### ii 福祉まるごと学会運営委員会（中期ビジョン：P14-II-(1)-⑤、P17-IV-(1)-③）

社会福祉士として、自身と会員相互の社会福祉実践の知見の蓄積と技量向上及び社会への提言を目指し、実践を言語化し発表する機会としての学会の企画・運営を行う。

### iii 災害福祉支援運営委員会（中期ビジョン：P12-I-(3)-③）

災害福祉支援の充実に向け、福祉相談支援分野の事例収集や提言を行う。また、会員の災害福祉支援への機運を高めるための学習会を地区ごと開催するとともに、災福ネットへの協力や長野県ふくしチーム員の増員を行う。

災害支援における社会福祉士の役割をテーマに学び合い、「災害コミュニティソーシャルワーク」の機能を明確化し確立していく、災害福祉支援セミナーを企画実施する。

## (4) プロジェクト

常設の委員会の他に、必要に応じてプロジェクトを立ち上げて当面する課題等に対応する

### i 身寄り問題連携推進プロジェクト（中期ビジョン：P12-I-(2)-②、P17-IV-(2)-①）

医療・福祉現場における身寄りのない人の保証人や関わる諸課題について、権利擁護と行使の視点から、2018年度のプロジェクトの実態調査結果を踏まえ、関係機関と協働し、「ガイドブック」を活用し専門職との連携や全県に向けたセミナーの開催、その他必要に応じ課題共有・政策の提言・各現場における会員の実践が進む取組みを行う。

### ii 中期ビジョン作成プロジェクト

中期ビジョン（2020～2024年度）の最終年度を迎え、評価と検証を行うとともに会員アンケートの結果分析等を行い次期中期ビジョン（5年計画）を作成する。地域や本会会員とのネットワーク推進に努める。

iii こどもの意見表明支援事業推進プロジェクト

子どもの意見表明の機会を担保（第三者が行うアドボケイト）事業及び社会的養護関係者に対する包括的なこどもの権利擁護に関する研修事業の推進と運営への協力を行う。地域や本会会員とのネットワーク推進に努める。

iv 障害者ピアサポート研修事業推進プロジェクト

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障害者の支援を行う障害者ピアサポーター研修事業の推進と運営への協力を行う。関係団体等連携するとともに本会会員とのネットワーク推進に努める。

(5) 自主活動

会員の多様な福祉課題に対応した自主的な活動を促進するため、本会委員会及びプロジェクトチームにおいて対応し難い分野の活動を規程にのっとり本会が支援する。